

住基ネット差し止め訴訟の現状等についての説明

住基ネット差し止め訴訟全国弁護団

(2005.5.12 作成)

I 住基ネット訴訟は次のとおり、全国弁護団を結成し、全国で進められています。

○ 原告 合計449名

代理人弁護士 145名

(但し、各個別訴訟だけの代理人となっている弁護士も多数います)

被告 19都道府県、国、(財)地方自治情報センター

○・東京地裁民事25部(1名・斎藤貴男氏)、・東京地裁民事50部(50名・東京都、静岡県、神奈川県、埼玉県)、・札幌地裁(15名)、・福島地裁(5名)、・宇都宮地裁(4名)、・さいたま地裁(6名)、・千葉地裁(4名)、・横浜地裁(10名)、・金沢地裁(28名)、・名古屋地裁(18名)、・大阪地裁(153名・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、三重県)、・和歌山地裁(30名)、・福岡地裁(24名)、・熊本地裁(101名) 13地裁(15ヶ部)

II 原告側がこの訴訟で求めていることの概要は以下のとおりです。

いずれも個々の訴訟の原告に関し、

1 都道府県に対して

- ・ 国の機関等への原告の本人確認情報(住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、及びこれらの変更履歴の6情報)の提供の差止
- ・ 財団法人地方自治情報センターへ原告の本人確認情報処理事務(住基ネット事務)の委任および本人確認情報通知の差止
- ・ 原告の本人確認情報の磁気ディスクからの削除
- ・ 損害賠償(11万円)の支払(地方自治情報センターと連帯)

2 財団法人地方自治情報センターに対して

- ・ 原告の本人確認情報処理事務(住基ネット事務)の差止
- ・ 原告の本人確認情報の磁気ディスクからの削除
- ・ 損害賠償(11万円)の支払(各都道府県と連帯)

3 国に対して

- ・ 損害賠償（11万円）の支払

III 原告側が主張している主な論点は以下のとおりです。

1 住基ネット運用による原告らの損害と差止—憲法13条違反

(1) プライバシー権の侵害

ア 原告の同意なく個人情報を流通されていること—自己情報コントロール権の侵害(侵害排除)

イ 漏洩等の個人情報侵害の危険（侵害の危険の予防）

侵害の危険の現実性

(2) 住民票コードを付し、管理することによる「公権力から管理されない自由」を侵害されていること—憲法13条の人格権侵害

(3) 「所要の措置」を講じないままの運用

2 「差止」等の要件

(1) 権利の侵害を凌駕するほどの住基ネットの必要性、重要性は認められない。

(2) 原告が住基ネットに参加しないことにより、住基ネットの運用に支障は生じない。

4 吉田柳太郎氏の証人尋問に関する経緯

1 全国の住基ネット訴訟は、東京地裁民事25部（斎藤貴男氏原告）をチャンピオン訴訟（先行訴訟）と位置づけて審理を進めてきました。

民事25部の裁判長は、住基ネットの運用による個人情報の漏洩等の危険の問題、に関心を持ち、この点に審理のウエイトをおく訴訟指揮を進めていました。

こういう中、2004年4月20日の第9回裁判で、住基ネットの運用によって、原告の個人情報侵害の現実的具体的危険があるかという観点から、長野県の侵入実験の問題が焦点になり、裁判所は、被告国側の反対を押し切って、吉田柳太郎氏を証人として採用しました。

2 これを受けて、原告側は、裁判所へ、吉田柳太郎氏らから長野県へ提出された報告書（「ネットワーク・セキュリティ調査報告書」）を裁判所へ提出するよう裁判所から長野県に要請する「文書の送付嘱託の申請」をしたところ、裁判所はこれを決定し、裁判所から長野県へこの要請がなされました。長野県は、この要請に応じて、「報告書」を裁判所に送付し(但し、「セキュリティ上支障がある部分については非公開」＝墨塗り)、原告側がこれを証拠として裁判所に提出しました。

- 3 このような経過のもと、2004年10月15日、吉田柳太郎氏の証人尋問が行なわれました。原告側は、証人尋問に先立ち、吉田氏から実験の概要について話を聞いて、これを、2通の「聴き取り報告書」としてまとめ、裁判所に提出しました。
- 4 この吉田氏の証人尋問に関して、被告国側は、証人尋問を行った当の東京地裁の裁判にはまったく提出していないにもかかわらず、金沢、大阪、福岡の各訴訟で、吉田氏の証言を批判する書面（準備書面）等を提出してきたという次第です。